

## 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響に伴う 「資格試験更新期限他」の 延長の特別対応(救済措置)について (令和3年9月8日更新)

(一社)日本管更生技術協会  
代表理事 小野 浩成



新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、令和2年4月7日(火)緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出され、その後も2回の緊急事態宣言が首都圏を中心に発出されています。新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活に影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、感染拡大防止のために献身的な努力をされている医療従事者の方々、社会インフラ関連の従事者や技術者の方々、そして国民の健康と生活を支えてくださっている多くの関係者の皆様に、最大限の敬意と感謝を表します。

当協会では、本宣言の趣旨に基づき、受験者様および資格取得者様へのご不便とご迷惑を最大限回避するため、下記のとおり特別対応をいたします。

### ■ 資格試験更新期限の延長

更新期限が【～2021/9/30又は2021/10/31】の方は、一律【2022/8/31】に延長(更新)いたします。

・対象の資格:管更生技士、下水道管きょ施工管理技士、圧力管路施工管理技士、穿孔技師

\*なお、この救済処置に伴いまして、上記資格の有効期限は、2022/8/31まで延長いたします。

### ■ 令和3年度資格試験申し込み済みで未受験者の受験資格延長

令和3年度実施済みの資格試験において、緊急事態宣言等のコロナ禍の影響を受け未受験とせざるを得なかった方々が多数いらっしゃいます。したがって、令和3年度資格試験申し込み済みで受験料も支払い済みの方々を対象に、一律に受験資格を令和4年度まで延長いたします。

受験者を変更して受験した場合は、令和3年度未受験者とはみなしません。

・対象の資格:管更生技士、下水道管きょ施工管理技士、圧力管路施工管理技士、穿孔技師

\*なお、この救済処置により、令和3年度未受験者における令和4年度の受験料は、免除されます。ただし、令和4年度の受験料が増額になった場合は、不足分の負担をお願いいたします。また、令和3年度未受験者の受験資格は令和4年度資格試験終了とともに失効し、支払い済みの受験料は令和4年度受験されない場合も、返金はされません。

問合せ先

108-0075 東京都港区港南1丁目8番27号 日新ビル 10F

(一社)日本管更生技術協会 本部事務局 TEL: 03-5782-8970 E-mail: info@jpr-ta.com

300-2743 茨城県常総市岡田355

(一社)日本管更生技術協会 関東事務局 TEL: 0297-30-8102 FAX: 0297-30-8103